

ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

- はしごや脚立の**使用自体を避けられないですか？**
- 墜落の危険性が相対的に低い**ローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？**（※）

（※）足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



充分に検討しても他の対策が取れない場合に限り、はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。

こうすれば安全

立てかける位置は水平で、傾斜角75°、突き出し60センチ以上となっていることを確認



ヨシ!

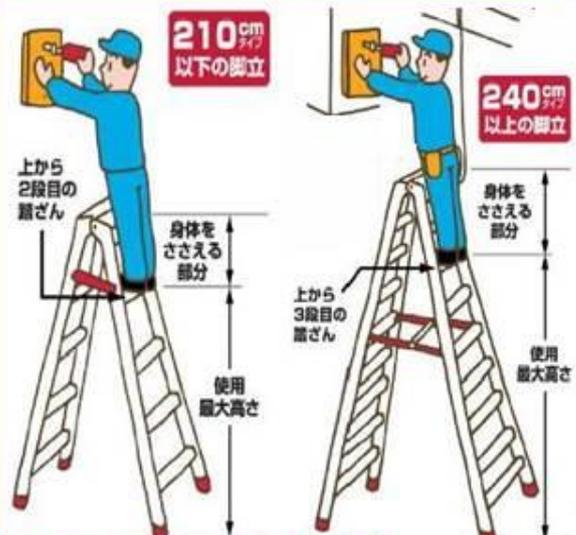
しっかり固定!

注意し確認のポイント

「突き出し60センチ、75°立てかけ ヨシ!」

出典:「シリーズ・ここが危ない 高所作業」中央労働災害防止協会編

脚立の安全使用のポイント



※高さ2m以上での作業時は、ヘルメットだけでなく安全帯も着用しましょう!

©軽金属製品協会（無断転用禁止）

「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

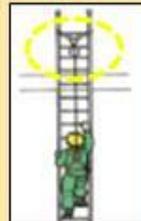
- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のもの、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

こういった後付けの安全器具もあります

【はしご支持・手摺金具】 【はしご足元安定金具】



安全ブロック（ストラップ式の墜落防止器具）

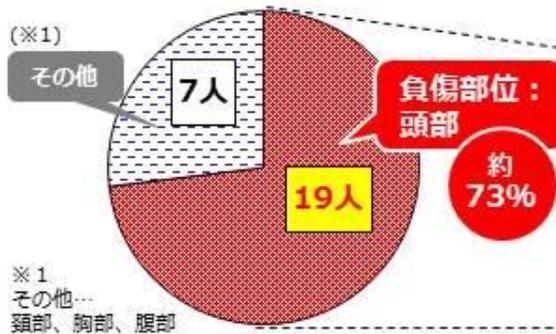


ポイント3 必ずヘルメットを着用してください

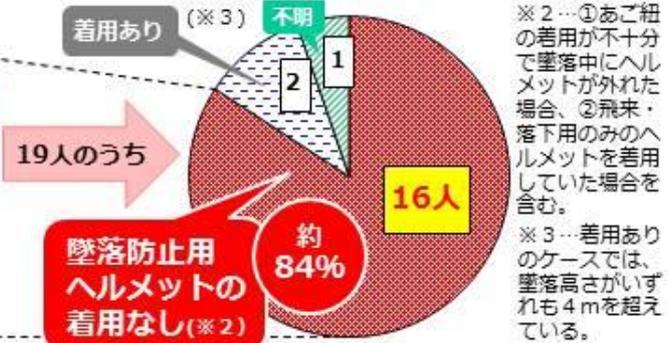
参考

頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落防止用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計） 出典：災害調査委員会

① 「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



② 墜落防止用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】



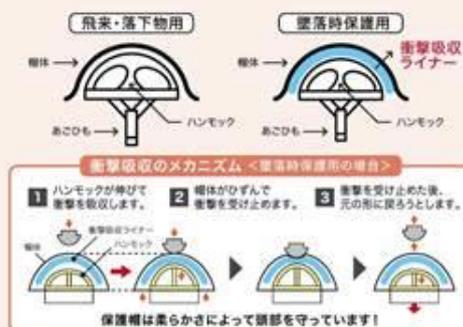
ヘルメットのすぐれた効果

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防止するため」P.12

保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことがわかりました。



■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。
協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会 (JHMA) <http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防止するため」P.3

必ず保護帽を着用！



特に1と3を忘れずに！
(死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

（着用時5つのポイント）

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

1 要チェック！

ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

3 参考

あご紐と耳紐の接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります！

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。(H29.3)

19 斜面崩壊による労働災害防止対策に関するガイドライン

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドラインの概要

<趣旨・目的>

- ①中小規模の道路工事、砂防工事等の地山の掘削作業では、十分な地質調査がなされておらず、施工開始後に設計図書が地質状況を反映していないことが判明する場合がある。
- ②掘削中の斜面は、降雨、湧水等により日々変化し、それらの変化が斜面崩壊につながる場合がある。
- ③点検により斜面の状態を的確に把握すること、工事関係者が点検結果に基づいた斜面崩壊の危険性を共有することが重要。

<適用範囲>

中小規模（掘削高さが概ね1.5から10メートル）の斜面掘削工事における以下の作業
 設計者：斜面の設計作業
 施工者：手掘り又は機械掘りによる斜面の掘削作業、擁壁工事等に伴う床掘型枠の組立・解体、床均し、丁張り、ブロック積み、コンクリート打設の作業等及びその施工管理

<斜面掘削工事における点検等の種類と実施時期>

設計・施行段階の点検

設計時、施行計画時、丁張設置時、掘削作業前、掘削作業終了時

日常点検

毎日の作業開始前、毎日の作業終了時、大雨時、震度4以上の地震の後等

変状時の点検

日常点検表で変状を確認した場合

異常時対応シート

変状時点検表により変状の進行を確認した場合

<設計者、元方事業者、関係請負人の点検、安全性検討関係者会議等に関する主な実施事項>

<設計者>

- ①事前調査の実施
 - ②点検者による設計時点検・確認者による確認
 - ③①②を踏まえた詳細設計
 - ④発注者からの参加要請を受けた場合の安全性検討者会議への参加
- * 設計者とは、設計業務を外注した場合、当該設計業務を行う建設関連業者をいう。

<元方事業者>

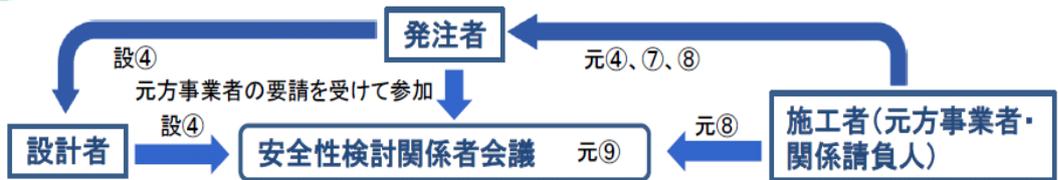
- ①掘削作業箇所の調査
 - ②点検者による日常点検・確認者による確認
 - ③点検を踏まえた危険防止措置の実施
 - ④施工計画書の作成・発注者への提出
 - ⑤点検者による施工段階別点検・変状時点検・確認者による確認
 - ⑥⑤を踏まえた斜面の状況に応じた措置の実施
 - ⑦異常時対応シートの作成と発注者への報告
 - ⑧⑦の場合の安全性検討関係者会議の開催・発注者への参加要請
 - ⑨⑧の安全性検討関係者会議における斜面の状況に対応するためのハード対策等の検討
 - ⑩⑨でハード対策が決定された場合の施工計画書の変更・それに基づく工事の実施
- * 太字は法定事項

<関係請負人>

元方事業者と連携し、元方事業者に準じた実施事項の実施

上記実施事項の3者による連携と安全性検討関係者会議

凡例
 設④：設計者の実施事項④



工事名	〇〇地区法面補強工事	点検箇所	No.250~No.255	施工会社	〇〇建設工業㈱						
設計・施工段階別点検表で確認された現象の有無											
1 この日常点検表は、斜面の崩壊を予防し、労働災害を防止するために、斜面の変状を早期発見するために使用する。 2 この日常点検表は、斜面掘削工事、切土部での掘削工事などの作業開始前、作業終了時、大雨時、中置以上の地震の後に使用する。 3 点検の結果、該当する項目がある場合は、その項目に「○」をつけ、該当しない場合は「△」又は「-」をつける。 4 点検の結果、いずれかの項目に「○」がついた場合は、(変状時点検表)を用いて変状の推移を確認し、必要な対応を行う。(※、☆を除く。)											
点検項目	点検員	3/9	3/9	3/10	3/10	/	/	/	/	/	備考
(A) 地盤、B 終業、C 大削、D 中置、E (ほか)	(A)	(B)	(A)	(C)	(C)	(C)	(C)	(C)	(C)	(C)	
① 切土勾配が丁張り合わなかった	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	
② 切土部などに新たな亀裂が見つかった	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	
③ 切土部や底面などに「はらみ」が見つかった	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	
④ 切土部の底面などに落石が見つかった	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	
⑤ 切土部などの一部に崩壊が見つかった	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	
⑥ 切土部に地下水・湧水が出た	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	
⑦ 切土部などに浮石・転石が見つかった	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	
⑧ 掘削の掘削の進捗が変わった	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	
⑨ 周辺の構造物に変状が見つかった	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	
※下記の⑩、⑪項目の点検の結果、○が付いた場合は直ちに改善する。(改善により、変状時点検表には移行する必要はなくなる。)											
⑩ 降雨時に斜面の湧水がスムーズでない											
⑪ 降雨時の法面保護対策シート等に異常がある											
⑫ (設計・施工段階別点検表)のうち、特性や現象が見つかった											
⑬ その他											
備考	変状発生、変状時刻、変状状況、改善状況など										
	大雨の影響により法面の一部崩壊(4箇所) (No.253・10) 高さ3m付近 B=1m, SL=1m, D=2m										
点検者サイン	三田	三田	三田	三田							
確認者サイン	田村	田村	田村	田村							

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン概要 (平成28年12月26日基発1226第1号等)

背景・目的

- ・山岳トンネル工事における掘削の最先端(切羽)では地山が露出しており、岩石の落下等(肌落ち)による労働災害がたびたび発生。
- ・肌落ち災害では、6%が死亡し、42%が休業一ヶ月以上*となっており、発生した場合の重篤度が高い。
- ・山岳トンネル工事の切羽における労働災害の防止を図るため、望ましい取組をとりまとめ、関係者に周知する必要がある。

ガイドラインによる取組

目的

- 労働安全衛生関係法令と相まって、切羽における肌落ち防止対策を適切に実施することにより、山岳トンネル工事の切羽における労働災害の防止を図る

適用対象

- 山岳トンネル工事の切羽における作業

事業者等の責務

- 事業者は、労働安全衛生関係法令を遵守するとともに、本ガイドラインに基づき安全衛生対策を講ずることにより、切羽における労働災害防止に努めること。
- 労働者は、労働安全衛生関係法令に定める労働者が守るべき事項を遵守するとともに、事業者が本ガイドラインに基づいて行う措置に協力することにより、切羽における労働災害防止に努めること。

事業者が講ずることが望ましい事項

- 切羽への立入りを原則として禁止……………労働者の切羽への立入りを原則として禁止し、切羽での作業は可能な限り機械化
- 肌落ち防止計画の策定、実施、変更……………事前調査による地山の状況の把握と、その結果を踏まえた肌落ち防止計画の策定・周知
肌落ち防止計画には、肌落ち防止対策、切羽の監視、切羽からの退避等を記載
必要に応じて肌落ち防止計画を変更
- 切羽監視責任者の選任……………切羽の変状等を常時監視する切羽監視責任者の選任
被災のおそれがある場合の切羽監視責任者による退避指示
- 具体的な肌落ち防止対策……………鏡吹付け、鏡ボルト、浮石落とし、水抜き・さぐり穿孔、切羽変位計測、設備的防護対策
地山等級、湧水の状態、湧水の状態、湧水等を勘案した肌落ち防止対策の選定

シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン概要その1

目的

切羽における異常出水やセグメントの崩壊等による労働災害の発生が懸念されるシールドトンネルの一層の労働災害防止を図る。

発注者による取組の概要

1. 発注者は、契約書、仕様書等において、専門事業者の意見を踏まえたリスクアセスメントを設計者及び元請施工業者に行わせ、その結果を設計図書又は施工計画に反映させるように規定し、これを行わせること。
2. 発注者にシールドトンネル建設工事の安全について十分な知見がある者がいない場合、受注者が示した設計・施工方法について、中立性のあるシールドトンネルの専門家等による安全性の確認を受けることが望ましいこと。

設計者・施工者による取組の概要

- (1) 1. 的確なリスクアセスメントを踏まえた設計及び施工計画
 要因の把握に努めるなどリスクアセスメントを適確に実施すること。
 (2) ポーリング調査等の結果に基づきシールド工法の計画（施工計画を含む。）を定め、また、施工状況に応じて施工計画等を見直すこと。このとき、必要に応じ設計変更について発注者と協議すること。
- (1) 2. シールドマシン
 K性が確保できる構造、段数及び材質
 (2) 組立直後のセグメントリングの変形を抑制する装置等の設置について検討すること。
 (3) スクレーパーコンベアからの噴発防止対策を講ずること。
 (4) 電気設備のうち安全上重要なものについては、漏水等の可能性を考慮した設計とすること。

3. セグメントの設計等

- (1) 施工時荷重に対して安定性及び各部材の安全性を有するものとする。また、地盤が良好でない場合には、脆性的な破壊を生じない設計とすること。
- (2) セグメントの形状・寸法は、構造計算のほか、類似工事のセグメントの厚さと外径の比率、セグメント幅と厚さの比等の実績を勘案し、慎重に検討すること。
- (3) セグメントの分割は、ジャッキを抜いた場合のシールドマシンの姿勢に与える影響を考慮し適切なものとする。
- (4) リング構造が容易に崩れないものとする。
- (5) ポルトボックス及びボルトインサートが容易に抜けることのないよう注意すること。
- (6) Kセグメントの滑動又は抜け出しの可能性を検討し、堅固な継手の採用、抜け出し防止装置の設置等の対策を講ずること。
- (7) あらかじめ十分な数のテーパーセグメントを用意すること。
- (8) 止水シールド材は適切な材料及び形状を選定し、組立時に破損又は剥離しないよう留意すること。

4. テールシールド用リリース

使用する裏込め材との接触による固化的変形、非正常時の溶接による火災等について十分考慮し、選定すること。

シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン概要その2

設計者・施工者による取組の概要

5.線形管理

- (1)発進する前の測量を適確に行うとともに、発進後もできるだけ早期に掘進方向を確認するため、測量を行うこと。また、一定時間経過後改めて測定すること。
- (2)掘進管理システムを導入し、シールドマシンの姿勢、方向等に係るデータを計測すること。また、適切な頻度で較正すること。
- (3)(2)の計測結果とともに、測量、テールクリアランス測定等により得られた結果を突合し、トンネルの線形管理に適確に反映させること。
- (4)線形管理データは、工事終了後、必要に応じ発注者に提供すること。

6.掘進管理

- (1)適正な切羽圧力を保持しマシンの姿勢、方向、排土量等を総合的に管理しながら掘進すること。
- (2)セグメントの組立て誤差を最小にし、セグメントリングが可能な限り真円に近づくよう組立てること。
- (3)掘進線の設計計画線からの偏差について上限値を含めた管理基準値を設定し、掘進中は常時モニタリングを行うこと。
- (4)掘進線が偏差の上限値を超過した場合は、直ちに掘進計画を見直すこと。シールドマシンを設計計画線に戻す場合には、緩やかな曲線によりこれを行うとともに、テーパーセグメント等によりセグメントに無理な力を与えないようにすること。
- (5)蛇行修正においては、セグメントに過大な負荷がかからないように、オーバークット等を適切に行い、必要がある場合はテーパーセグメントを使用すること。
- (6)掘進中のジャッキは、できるだけ多くの本数を使用することとし、セグメント組立時に引き抜くジャッキの本数は最小限にとどめること。
- (7)中央管理室又はシールドマシンにおいて専任管理者が常駐し、掘進管理を行うこと。

- (8)テールシール用グリースの補充を適切に行うこと。注入量、注入圧及び注入時期に留意して注入し、その記録を残すこと。
- (9)テールクリアランスを適切に保持すること。
- (10)裏込め材の注入は、セグメントがテール部を出した後、できるだけ早期に実施すること。また、注入圧力、注入量、地表面の変状等のモニタリングを行い、適切に管理すること。
- (11)掘進管理データは、工事終了後、必要に応じ発注者に提供すること。
- (12)ビデオ撮影を行う場合は、映像を一定期間保存すること。

7.セグメントの組立

- (1)セグメントは割れ、欠け等が生じないように取り扱うこと。
- (2)ジャッキの押し出し、引き抜きの手順は、セグメントの安定性の維持に留意して定めること。特にKセグメントの挿入時のジャッキ操作について十分に留意すること。
- (3)漏水等の原因となるセグメント継手やリング継手の目開きや目違いが生じないように、セグメントリングの形状の保持のため必要な措置を講ずること。

8.掘進状況に応じた施工計画の見直し

- (1)施工中は掘進線の偏差、漏水、地盤からの有害・可燃性ガスの流入、施工したセグメントの状態等を継続的にモニタリングを行うこと。
- (2)セグメントのひび割れ、継手の損傷、漏水、掘進線の蛇行等の非定常事象が断続的に発生する場合は、施工計画を見直し、必要な措置を講ずること。

9.避難、救護の訓練

- (1)避難及び消火の訓練を実施すること。
- (2)労働災害の発生を急迫した危険があるときは、速やかに労働者を安全な場所まで退避させること。
- (3)救護に関する技術的事項を管理する者を選任すること等。

足場からの墜落防止のための措置を強化します

改正労働安全衛生規則を 27年7月1日から施行

建設現場などで広く使用される足場からの墜落・転落による労働災害が多く発生しています。

厚生労働省では、足場を安全に使用していただくため、足場に関する墜落防止措置などを定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置※を強化しました。平成27年7月1日から施行。

※一部規定については架設通路、作業構台も対象に含みます。

<改正のあらまし>

1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実

- ◆足場材の緊結などの作業を行うときは幅40cm以上の作業床を設置してください。
- ◆安全带取付設備を設置し、労働者に安全带を使用させてください。

2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要

足場の組立て、解体または変更の作業に特別教育が必要になります。

3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要

建設業、造船業の元請事業者等の注文者は、足場や作業構台の組立て・一部解体・変更後、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。

4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実

- ◆床材と建地との隙間は12cm未満としてください。
- ◆作業の必要上、足場や架設通路、作業構台から臨時に手すりなどを取り外す場合は、関係労働者以外の立入を禁止し、作業終了後は直ちに元に戻してください。

5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、鋼管を2本組とすることとしていましたが、建地の下端に作用する設計荷重が最大使用荷重を超えないときは、その必要はありません。

改正「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」

1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実 ▶安衛則第564条

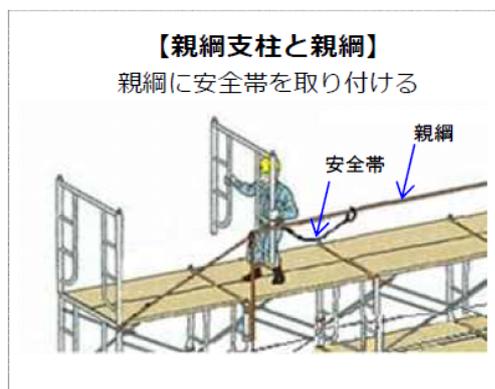
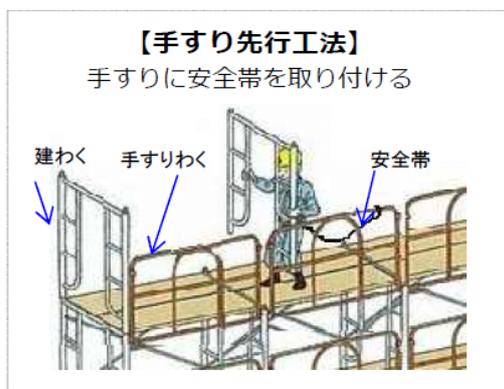
(1) 足場材の緊結、取り外し、受け渡しなど作業時の安全带取付設備の設置などつり足場、張出し足場、高さが2 m以上の構造の足場を組立て、解体、変更する際に、足場材の緊結、取り外し、受け渡しなどの作業を行うときは、次の措置がいずれも必要です。

- ① 困難な場合※¹を除き、幅40cm以上の作業床を設置してください。
- ② 安全带を安全に取り付けるための設備などを設置し、労働者に安全带を使用させるか、これと同等以上の効果を有する措置をとってください。

※ 狭小な場所や 昇降設備を設ける箇所に幅40cm未満の作業床を設けると、つり足場の組立てなどの作業で幅20cm以上の足場板 2 枚を交互に移動させながら作業を行うときを含みます。

安全带を安全に取り付けるための設備（安全带取付設備）

安全带取付設備とは、安全带を適切に着用した労働者が墜落しても、安全带を取り付けた設備が脱落することがなく、衝突面などに達することを防ぎ、かつ、使用する安全带の性能に応じて適切な位置に安全带を取り付けることができるものことで、このような要件を満たすように設計され、この要件を満たすように設置した手すり、手すりわくと親網が含まれます。また、建わく、建地、手すりなどを、安全带を安全に取り付けるための設備として利用することができる場合もあります。



- ▶ 墜落する危険を低減させるため、「手すり先行工法」を積極的に採用してください。
足場の一方の側面のみであっても、手すりを設ける等労働者が墜落する危険を低減させるための措置を優先的に講ずるよう指導すること。（平成27年3月31日付け基発0331第9号）

<留意点>

安全带取付設備などを設置し、労働者に安全带を使用させる措置と「同等以上の効果を有する措置」には、つり足場を設置する際に、あらかじめ「墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針」（昭和51年技術上の指針公示第8号）によって設置した防網を設置することが含まれます。

(2) その他の墜落防止措置

つり足場、張出し足場、高さが2 m以上の構造の足場を組立て、解体、変更する際は、(1)の措置に加えて次の措置が必要です。

- ①組立て、解体または変更の時期、範囲と順序をこの作業に従事する労働者に周知させること
- ②組立て、解体または変更の作業を行なう区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること
- ③強風、大雨、大雪などの悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること
- ④材料、器具、工具などを上げ、または下ろすときは、つり綱、つり袋などを労働者に使用させること。ただし、これらの物の落下により、労働者に危険を及ぼすおそれがないとき※は必要ありません。

※ 地上から材料を手渡しするときなど

2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶ 安衛則第36条、第39条

平成27年7月1日以降、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務（地上または堅固な床上での補助作業※の業務を除く）に労働者を就かせるときは、特別教育が必要になります。

※ 「地上または堅固な床上での補助作業」とは、地上または堅固な床上での材料の運搬、整理などの作業のことで、足場材の緊結や取り外しの作業や足場上の補助作業は含まれません。

特別教育の科目 「安全衛生特別教育規程」

科 目	時 間
1 足場及び作業の方法に関する知識	3 時間
2 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分
3 労働災害の防止に関する知識	1 時間30分
4 関係法令	1 時間

特別教育の全部を省略することができる方

特別教育の科目の全部または一部について十分な知識や経験があると認められる労働者については、この科目についての特別教育を省略することができます。
また、次の方は特別教育の全部を省略することができます。

- ①足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した方
- ②建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した方、居住システム系建築科または居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した方など足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる方
- ③とびの1級または2級の技能検定に合格した方
- ④とび科の職業訓練指導員免許を受けた方

3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要 ▶安衛則第655条、第655条の2

建設業、造船業の元請事業主等の注文者は、足場や作業構台の組立て、一部解体・変更後は、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。

- ※ 点検結果・修理などの措置内容は記録し、足場を使用する仕事終了するまでの間、保管してください。
- ※ 事業者による点検（安衛則第567条）も必要です。

<留意点>

足場の場合：

「一部解体または変更」には、建わく、建地、交さ筋かい、布などの足場の構造部材の一時的な取り外し、または取付けのほか、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート、朝顔などの一時的な取り外し、または取付けが含まれます。ただし、次のいずれかに該当するときは、「一部解体または変更」に含まれません。

- ①作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備（足場の構造部材である場合を含む）を取り外す場合、またはこの設備を原状に復す場合には、局所的に行われ、これによって足場の構造に大きな影響がないことが明らかで、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき
- ②足場の構造部材ではないが、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシートなどの設備を取り外す場合か、この設備を原状に復す場合で、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき

作業構台の場合：

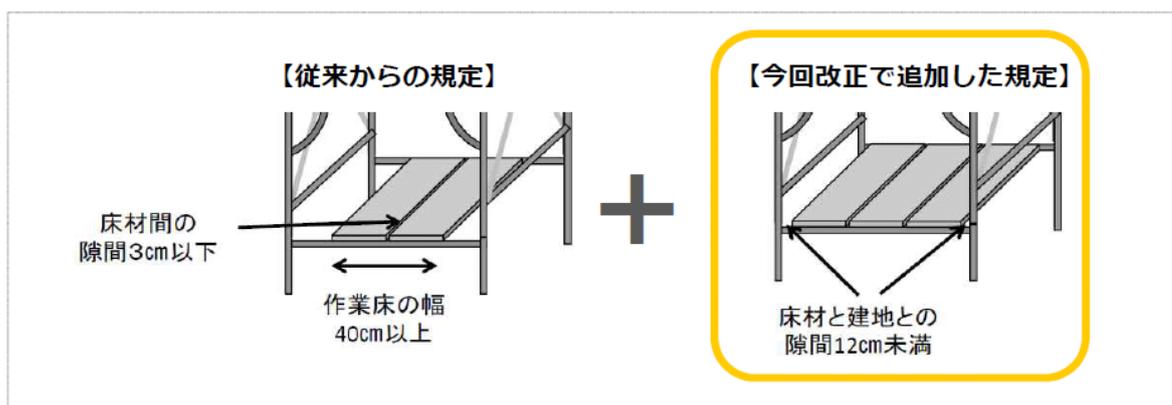
「一部解体または変更」には、作業の必要上、臨時に手すり等や中棧等を取り外す場合と、この設備を原状に復す場合は含まれません。

4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実 ▶安衛則第563条

(1) 床材と建地との隙間

足場での高さ2 m以上の作業場所に設ける作業床の要件として、**床材と建地との隙間を12cm未満**とすることを追加しました。

(一側足場、つり足場を除く)



※ 鋼管足場用の部材と付属金具の規格（昭和56年労働省告示第103号）で、床付き布わくの床材の幅は24cm以上とされていることから、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm以上であれば、さらに床材を敷き、床材と建地との隙間をふさぐことが可能であることを踏まえ、可能な限り床材と建地との隙間をふさぐことを目的に、それ以上追加的に床材を敷くことができなくなるまで床材を敷くようにするための要件を定めたものです。

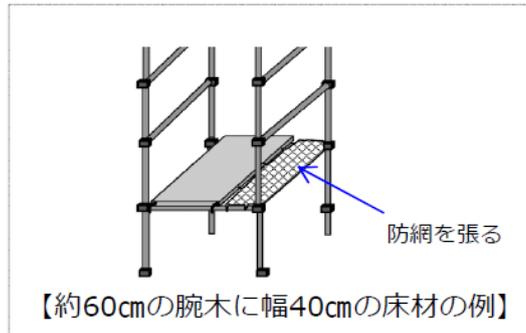
<留意点>

- ①床材が片側に寄ることによって12cm以上の隙間が生じる場合には、床材と建地との隙間の要件を満たさないため、床材の組み合わせを工夫する、小幅の板材を敷く、床材がずれないように固定する、床付き幅木を設置するなどにより、常にこの要件を満たすようにする必要があります。
- ②床材と建地との隙間に、垂直または傾けて設置した幅木は、作業床としての機能を果たせないため、この幅木の有無を考慮せずに、床材と建地との隙間を12cm未満とする必要があります。なお、床付き幅木の場合、床面側の部材は床材になります。

▶この規定が適用されない場合◀

- ①はり間方向における建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm未満の場合
- ②曲線的な構造物に近接して足場を設置する場合など、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅を24cm未満とすることが作業の性質上困難な場合

上記①、②の場合に、建地と床材との隙間が12cm以上の箇所に防網を張るなど、床材以外のものでもふさぐ墜落防止措置をとったときには、この規定は適用されません。



<留意点>

ここで、「防網を張るなど」の「など」には、十分な高さがある幅木を傾けて設置する場合と構造物に近接している場合など防網を設置しなくても、人が墜落する隙間がない場合が含まれます。

－経過措置－

はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床で、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、平成27年7月1日に現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、この規定は適用されません。

(2) 足場用墜落防止設備※を取り外す場合の措置

安全帯を安全に取り付けるための設備を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置またはこれと同等以上の効果のある措置をとることに加えて、以下の2点を追加しました。

- ①作業の性質上、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合や、作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合は、**関係労働者以外の者の立入を禁止**すること。
- ②作業の必要上、臨時に足場墜落防止設備を取り外したときは、**この作業が終了した後、直ちに**取り外した設備を元の状態に戻さなければならないこと。

※ わく組足場（妻面に係る部分を除く）については、

①交さ筋かいと高さ15cm以上40cm以下の棧もしくは高さ15cm以上の幅木またはこれらと同等以上の機能がある設備 または、②手すりわく

わく組足場以外の足場については、

①高さ85cm以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（手すり等）と②高さ35cm以上50cm以下の棧またはこれと同等以上の機能がある設備（中棧等）

これらの措置は架設通路(上記①「作業の必要上」の場合のみ)と作業構台でも必要です。

<留意点>

- ①「関係労働者」には、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な箇所、または作業の必要上、臨時に取り外す箇所で作業を行う人と作業を指揮する人が含まれます。
- ②「安全帯」については、安全帯の規格（平成14年厚生労働省告示第38号）に適合しない命綱は含まれません。事業者が労働者に安全帯を使用させるときは、安衛則第521条第2項に基づき、安全帯とその取付け設備などの異常の有無について、随時点検してください。

5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し ▶安衛則第571条

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重）がこの建地の最大使用荷重（この建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重）を超えないときは、鋼管を2本組とする必要はありません。

<留意点>

- ①「足場の重量に相当する荷重」には、足場に設けられる朝顔、メッシュシートなどの重量に相当する荷重を含みます。
- ②「建地の破壊に至る荷重」には、実際の使用状態に近い条件の下で支持力試験を行い、その結果に基づいて得られた荷重を用いることができます。また、鋼管にフランジ、フックなどの緊結部を溶接することによって、緊結金具を使用せずに組み立てることができる単管足場では、この足場を組み立てた状態での支持力試験を実施した結果から、建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重を許容支持力として示されており、これを最大使用荷重として用いることができます。この場合、布材、補剛材などの使用条件に応じて支持力試験の結果が異なることから、それぞれの布材、補剛材などの使用条件に応じた最大使用荷重を用いる必要があります。

足場からの墜落防止のための より一層の取組みのお願い

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱を改正

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成24年2月9日付け基安発0209第2号）を平成27年5月20日付け基安発0520第1号で改正しました。

ここでは、**安衛則に定められている法定の墜落防止措置以外の実施していただきたい事項**をまとめています。

1 足場の組立図を作成しましょう

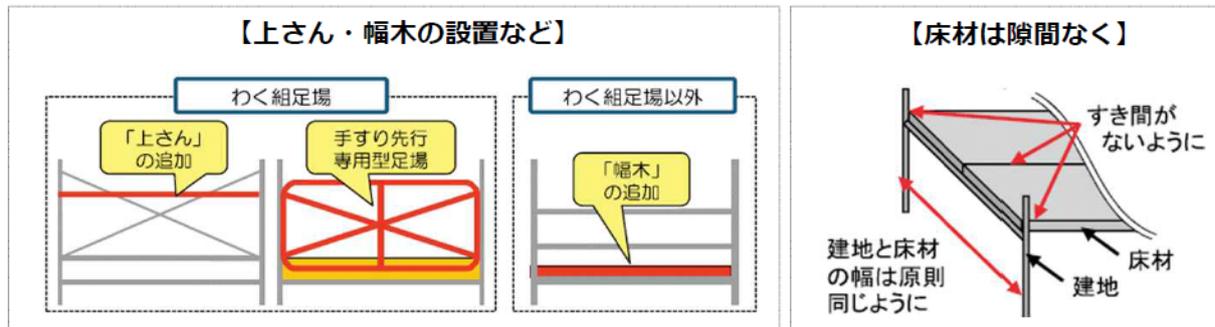
足場の組立図を作成し、手すりなどの足場用墜落防止設備の設置や足場の点検を確実に行いましょう。

2 足場の組立て等作業主任者の能力向上を図りましょう

労働安全衛生法第19条の2に基づき、定期的に「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を受講させるよう努めましょう。

3 上さん・幅木の設置など「より安全な措置」をとりましょう

下図にあるような「より安全な措置」をとりましょう。



- (1) 特に足場の建地の中心間の幅が60cm以上の場合、足場の後踏側（躯体側と反対側）には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、次の措置をとりましょう。
 - ① わく組足場では、下さんの代わりに、高さ15 cm以上の幅木※を設置
※ なるべく背の高い幅木にしましょう。
 - ② わく組足場以外の足場では、手すりや中さんに加えて幅木などを設置
- (2) わく組足場について、特に足場の後踏側には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、上さんを設置しましょう。

4 足場の点検は、十分な知識・経験を有する方で、組立てなどの作業の当事者以外の方が行いましょう

事業者や注文者が行う足場の組立て、一部解体または一部変更の後の点検は、

- (1) 足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している方、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木または建築である方）など労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた方など、十分な知識・経験がある方によって、チェックリストに基づき点検を行いましょう。
- (2) 足場の組立てなどの作業に直接従事した以外の方が行うことで、客観的で的確なものとしましょう。

5 足場で作業を行う労働者などの安全衛生意識の高揚を図りましょう

足場上での作業手順の徹底や、足場の点検による墜落防止設備の不備をなくし、不安全行動を生じさせないような安全意識の高揚を図りましょう。

改正安衛則の解釈例規や足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の全文など、さらに詳しい内容は厚生労働省ホームページでご確認いただけます。

また、このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署でお受けしています。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081490.html>

足場からの墜落防止対策 強化

検索